

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3158号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

「特定区特定町特定地番に所在の建築物に係る呼出通知書（特定文書番号）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3158号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3158	令和4年11月8日	令和4年11月25日	令和4年11月29日	令和5年1月5日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3158	「特定区特定町特定地番に所在の建築物に係る呼出通知書（特定文書番号）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第3号ア</p> <p>・法人の名称、住所、代表者の職名及び氏名並びに権利関係</p> <p>（開示することにより、当該法人の名誉、社会的評価、社会的活動の事由等が損なわれるおそれがあるため）</p> <p>旧条例第7条第2項第6号</p> <p>・権利関係</p> <p>（公にすることにより、違反建築物に対して横浜市が行う是正指導の対象者の選定の傾向を把握できることとなり、是正指導に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）</p>	開示範囲を拡大すべき

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3158	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《建築基準法に違反する建築物等への是正指導に係る事務について》</p> <p>実施機関では、建築基準法に違反する建築物等について、その是正に向けて、建築物の所有者等に対して指導を行っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、特定区特定町特定地番に所在の建築物に係る呼出通知書（特定文書番号）である。</p> <p>《旧条例第7条第2項3号ア該当性について》</p> <p>ア 法人の名称、所在地並びに代表者の職名及び氏名</p> <p>(7) 法人の名称、所在地並びに代表者の職名及び氏名（以下「当該部分」という。）は、「法人その他の団体・・・に関する情報」である。また、行政指導を受けた対象者である法人（以下「本件法人等」という。）に係る当該部分は、公にすることにより、本件法人等は法令違反行為をしたものである等、その名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがある情報であるから、本件法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>(イ) 審査請求人は、別の行政文書のとおり、法人等の名称、所在地及び代表者名を既に実施機関が公開していた等と主張する。</p> <p>しかし、当該行政文書は、実施機関が法人等の把握と連絡・連携を円滑に進めるため、取得しているものであり、本件審査請求文書とは性質が異なるから、本件審査請求文書につき同様の部分が開示されるわけではない。</p> <p>(ウ) 審査請求人は、当該部分につき、本号ただし書に該当するとの主張をする。</p> <p>本件建築物は、建築基準法に違反するものであることから、公益上、当該部分を開示する利益は小さくないとも考え得る。</p> <p>しかし、本件建築物の同法違反による危害の未然の防止や危害の排除等は、当該部分の開示により実現されるものではなく是正指導により実現されるものである。また、本件法人等は是正指導に従って建築基準法違反による危害の未然の防止や危害の排除を行ったとの実施機関の説明も踏まえれば、当該部分を公にする必要性は低く、公にせず、その名誉、社会的評価、社会的活動の自由等を保護する利益の方が大きいというべきである。</p> <p>(エ) したがって、審査請求人の主張は採用することができず、当該部分は本号アに該当し、本号ただし書には該当しない。</p> <p>イ 権利関係</p> <p>非開示部分のうち権利関係については、公になったとしても、本件建築物の不動産登記は確認できず、法令違反行為をした者が分かるわけではないことからすれば、本件法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれ、その正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>したがって、非開示部分のうち権利関係については、旧条例第7条第2項第3号アに該当しない。</p> <p>《旧条例第7条第2項6号該当性について》</p> <p>ア 旧条例第7条第2項第6号該当性</p> <p>実施機関は、権利関係は、公にすることにより、違反建築物に対して横浜市が行う是正</p>

答申番号	判断の要旨
3158	<p>指導の対象者の選定の傾向を把握できることとなり、是正指導に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある等と主張する。</p> <p>しかし、権利関係については、本件建築物に係る是正指導の内容やそれに対する是正指導対象者の対応等が記載されているものではない。</p> <p>また、実施機関の説明によれば、通常の違反指導開始時は建築物の所有者に対して指導を行うものの、是正指導の対象者が建築物の所有者になるかそれ以外の者になるかは、関係者からの事情聴取等、案件の状況によるのであるから、必ずしも権利関係から横浜市が行う是正指導の対象者の選定の傾向を把握できるわけではないと考えられる。</p> <p>そのため、権利関係が公になったとしても、違反指導業務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。</p> <p>イ したがって、非開示部分のうち権利関係は、旧条例第7条第2項第6号に該当しない。</p> <p>《審査請求人のその他の主張について》</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

（イ省略）

（第4号及び5号省略）

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（アからエまで省略）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）

の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881